

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

消防用ホース乾燥中の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月11日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

消防用ホース乾燥中の事故による損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年5月6日（水）午前9時00分頃
- 2 事故発生場所 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]  
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 上記場所にて乾燥中の消防ホースが強風に煽られ相手方自宅の屋根に接触し瓦を破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%  
相手方 0%
  - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 106,205円  
相手方 0円
  - (3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。